

上下水道使用水量認定申請書

年 月 日

(あて先) 恵庭市公営企業 恵庭市長

申請者記入欄	水道使用者名 (申請者名)																		
	使用場所	恵庭市																	
	発見日		電話番号																
	発見方法	<input type="checkbox"/> 自分で <input type="checkbox"/> 検針で <input type="checkbox"/> 業者で <input type="checkbox"/> その他 ()																	
	修理の依頼先	<input type="checkbox"/> 水道工事事業者 <input type="checkbox"/> それ以外(自己修理・修理不要・その他)																	
工事事業者記入欄	修理受付日		メーター番号																
	修理完了日		修理後指針																
	修理内容	(下記の表から記号を記入してください) <table border="1" style="margin-left: 20px; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">箇所</th> <th style="width: 10%;">内容</th> <th style="width: 10%;">記号</th> <th style="width: 10%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <div style="margin-left: 20px; margin-top: 10px; border: 1px solid black; padding: 5px;"> 修理内容の「その他」又は「記号のないもの」等はコメントをここに記載してください。 </div>			箇所	内容	記号	内容											
箇所	内容	記号	内容																
工事事業者	上記の漏水場所・内容について修理が完了したことを証明します。 恵庭市指定給水装置工事事業者 <input type="checkbox"/> 登録済 <input type="checkbox"/> 未登録 住所 事業者名 印																		

修理箇所・内容の記号表

※塗りつぶし箇所は給水装置であり、恵庭市指定給水装置工事事業者でなければ修理を行わず、それ以外の工事事業者で修理を行った場合は異常水量の認定対象とはなりません。また、給水装置の修理内容により恵庭市指定給水装置工事事業者から恵庭市水道部上水道課へ「修繕工事施工図」の提出が必要となります。

○修理箇所				○修理内容					
記号	場所	記号	場所	記号	内容	記号	内容	記号	内容
あ	台所	か	散水栓	A	水抜栓修理	F	受水槽以前給水管修理	K	その他
い	洗面所	き	受水槽	B	給水管配管・継手等修理	G	受水槽以降給水管修理		
う	風呂	く	その他	C	給水管を除く配管・継手等修理	H	メーターの故障		
え	トイレ			D	こま、パッキン、ボールタップ等取替	I	給水用具の操作誤りによる放水		
お	ボイラー			E	ボイラー減圧弁修理	J	第三者による放水		

異常水量として認定された場合に料金が減額され、既にお支払済みの料金を還付させて頂く場合があります。お客様の還付先口座を下記より選択してください。

<input type="checkbox"/>	①通常の料金支払いに利用している口座に振込みを希望します。
<input type="checkbox"/>	②振込口座を指定します。 又は、通常の料金は納付書で支払っているため新たに振込口座を指定します。 ※②を選択する場合は、後日必ず恵庭市水道お客様センター(33-3166)へ指定する振込口座情報をご連絡ください。

<注意事項>

- ・漏水修理内容によっては、異常水量の認定対象とならない場合があります。
- ・『恵庭市指定給水装置工事事業者』以外で修理を行った場合は、修理内容が確認できる書類を添付して下さい。
- ・修理完了日より3ヶ月を経過した後に本申請書の提出があった場合は異常水量の認定対象外となります。